

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月5日付けで行った、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 審査請求人は、平成26年7月21日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、

「平成〇〇年〇月〇〇日午前〇時〇〇分頃、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において、日本無線製造の『JMA-181光電式車両走行速度測定装置』を設置し、速度違反取締を行った際、機器の設置方法の記録を開示請求する。

- 1 送受光器の計測基準をどのような方式で3mを計測したのか、また、この時に計測した所定の巻尺はどのような形式の巻尺を使用して計測したのか、
- 2 送受光器と反射器を結ぶ線の光路は、正確に直角としなければならないが、どのような方法で直角を確保したのか、直角の取り方として、中心線、基準線の計測方法、送受光器と反射器間の距離の測定方法を明示して頂きたい。
- 3 スタート側の送受光器とストップ側の送受光器の高さは等しくなければならないが、どのような方法で水平の高さを確保したのか明示して頂きたい。」

との開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対して、平成26年8月5日付けで、開示請求された公文書の存否を答えること自体が公共の安全と秩序の維持及び警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり条例第10条第3号及び第5号に該当する不開示情報を開示することとなるためその存否を答えることはできないとして、公文書不開

示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年8月14日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年10月15日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年10月30日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年11月13日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

開示しない理由として条例第10条第3号及び第5号に該当するとしているが、前記事項には当てはまらないので、速やかに開示を求める。

(2) 審査請求の理由

情報公開法は、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報公開請求は非開示としているが、私が開示請求した公文書は、刑事法の執行を中心としたものではなく、交通行政の執行になるので、国の定めた審査基準のいずれにも該当しない。

埼玉県情報公開制度も国の定めた法律に沿って条例制定しているので、これにより非開示とする条例はどこにも見当たらない。

速度測定装置自体の取扱説明書は情報公開しており、その取扱説明書に従った設置方法の記録を開示できないというのは相当の理由があるとは認められず、この取扱い経緯の真相を明らかにする義務と責任がある。一般ドライバーを対象に取締りを行った時の機器設置記録を開示することは、財産権の侵害や犯罪を誘発するもの

ではなく、何ら警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の日時及び場所における速度違反取締りについて、機器の設置方法の記録の開示を求めるものである。

このような開示請求に対して対象文書の存在を明らかにするとことは、特定の日時及び場所において交通指導取締りが行われた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせることになる。

(2) 本件存否情報の不開示情報該当性について

取締りを実施する時間や場所については無制限に選定できるものではなく、交通事故の抑止対策等として将来にわたり継続的に取締りを実施していくことが多く、たとえ開示請求された時点においては過去の情報であっても、これらの情報が開示されると取締りの時間や場所が特定され、将来の取締り時間、場所等が推測されることから、交通違反を犯そうとする者が、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、当該取締り時間、場所以外での交通の安全と円滑を確保することが困難となる。

対象文書の存在又は不存在を明らかにした場合には、交通指導取締りの時間及び場所の探索が可能となり、交通指導取締りを逃れ、違法行為を誘発し、あるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、厳正かつ公平な交通指導取締り業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報は、条例第10条第3号にいう犯罪の予防や鎮圧をはじめ公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当な理由がある情報であるとともに、同条5号にいう警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

(3) 存否応答拒否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

したがって、上記4の(2)のとおり、本件存否情報は条例第10条第3号及び第5号の不開示情報に該当することから、条例第13条により開示請求を拒否したものである。

(4) 実施機関は上記に記載した判断を経て原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の日時及び場所における速度違反取締りを行った際の車両走行速度測定装置の設置方法の開示を求めるものである。

(2) 本件審査請求について

本件審査請求は、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることが条例第10条第3号及び第5号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条に基づきその存否を明らかにすることはできないとして実施機関が行った本件処分を不服として、審査請求人がその取消しを求めているものである。

そこで、当審査会は、実施機関の行った本件処分の妥当性について検討を行う。

(3) 本件存否情報の条例第10条第3号該当性について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することにある。

交通違反を取り締まる上では、いつ、どこで取締りが行われているのか、運転者が予測できないことにより実効性が確保されるものと考えられる。

交通取締りを実施する時間及び場所については、取締り現場における安全性の確保や道路交通への影響等を総合的に検討して選定しているものであり、無制限に行うことができるものではないと認められる。

そのため、交通取締りの日時及び場所が公にされるとすれば、同様の開示請求が多数かつ探索的に行われた場合、交通取締りの行われた日時及び場所が類型的に明らかとなり、将来における交通取締りの日時及び場所を推測することが容易となる。その結果、悪質な運転者等が取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、交通取締りを行っている日時及び場所以外では、取締りを逃れ、違法行為を誘発しあるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

なお、条例第10条第3号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第5号の該当性については判断するまでもない。

(4) 存否応答拒否の適否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求がなされた場合、通常は請求に係る公文書が存在すればそれを対象公文書として特定し開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在しなければ不存在を

理由として不開示の決定がなされる。このように、情報公開制度の下では、文書の存否が明らかにされた上で決定がなされるというのが原則である。しかしながら、存否自体を明らかにしがたい特定の個人の病歴や犯罪歴などセンシティブな情報の請求や、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求など、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が不開示情報を定める条例第10条各号の規定が保護する利益を損なうような場合があることから、例外的に条例第13条は当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

本件開示請求に係る公文書について、不存在を理由に不開示決定をすると特定の日時及び場所において交通取締りが行われていないことが明らかとなり、逆に本件開示請求に係る公文書が存在することを前提に開示・不開示の決定をすると特定の日時及び場所において交通取締りが行われていたことが明らかとなる。

よって、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第10条第3号に規定する不開示情報を開示することになるとして、条例第13条の規定に基づき不開示とした本件処分は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年10月15日	諮問を受ける（諮問第262号）
平成26年10月15日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年11月13日	諮問庁から意見聴取及び審議（第一部会第97回審査会）
平成26年12月11日	審議（第一部会第98回審査会）

平成27年 1月15日	審議（第一部会第99回審査会）
平成27年 2月24日	答申